

給与支払報告書  
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

《記載例①》

退職により普通徴収（本人納付）に切替える場合

下呂市長 様		給与支払者	所在地 (住所)	〒 509 - 2202 下呂市森960番地										担当係	総務課 給与係		特徴指定番号	5555555			
令和 3年10月31日提出			名称	株式会社 GEROSHIYAKUSYO <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">会社印</span>										氏名	下呂 花子		整理番号				
			法人番号 (個人番号)	9	8	7	6	5	4	3	2	1	9	8	7	6	電話	( ) 24 - 2222			1
給与所得者	氏名	オンセンタロウ 温泉 太郎		新姓											(ア)特別徴収税額	(イ)徴収済税額	(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由 20.新規(転勤) ( )月から徴収可能) 21.退職 22.休職 23.長欠 24.死亡 30.その他	異動後の徴収方法	
	個人番号	9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2										120,000	6 月分 10 月分まで	11 月分 5 月分まで	令和 3・10・10	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 ( )理由					
	住所	1月1日現在 下呂市森1番地1												円	円	円					
	異動後の住所	同上												円	円	円					
新しい勤務先の名称及び所在地	所在地	〒 -										特別徴収義務者指定番号		係		本年1月1日から退職時までの給与支払額	2,125,000 円				
	名称											電話番号		氏名		控除社会保険料額	196,700 円				
上記の転勤先へは 月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済みです。																					

← 「異動の事由」及び「異動後の徴収方法」欄には、選択する番号に○を記入してください。

◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収していただける場合は次の欄に記載してください。  
◎退職が翌年の1月1日から4月30日までの方については、本人からの申し出がない場合でも、必ず未徴収税額(ウ)を一括徴収してください。(法321-5②)  
◎翌年1月1日以前の退職者でも市外へ転出される方についてはなるべく一括徴収してください。

一括徴収の申出		給与または退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額		一括徴収した税額は 月分 ( 月 日納期限) で納入します	
令和 年 月 日			支払予定日ごとの徴収予定額	合計 上記(ウ)と同額	※	
		円	円	備考		
異動者印	Ⓜ	円	円			

(注) この届出書は給与所得者に異動のあった場合、その事実の生じた翌月10日までには提出してください。

口座振替により納付する特別徴収義務者は、給与所得者に異動(就職、退職、休職等)が生じた場合、異動月の月末1週間前(おおよそ23~25日ごろ)までに当届出書をご提出ください。

給与支払報告書  
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

《記載例②》

退職により一括徴収をする場合

下呂市長 様		給与支払者	所在地 (住所)	〒 509 - 2202 下呂市森960番地										担当	係	総務課 給与係	特徴指定番号			
令和 4年1月31日提出			名称	株式会社 GEROSHIYAKUSYO <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">会社印</span>										氏名	下呂 花子		5555555			
			法人番号 (個人番号)	9	8	7	6	5	4	3	2	1	9	8	7	6	電話	( ) 24 - 2222		整理番号
給与所得者	氏名	オンセンタロウ 温泉 太郎		新姓											(ア)特別徴収税額	(イ)徴収済税額	(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由 20.新規(転勤) ( )月から徴収可能) 21.退職 22.休職 23.長欠 24.死亡 30.その他	異動後の徴収方法
	個人番号	9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2												78,000	6 月分 から 月分まで	1 月分 から 月分まで	令和 4・1・31	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由 )		
	住所	1月1日現在 下呂市森1番地1												円	45,500 円	32,500 円				
	異動後の住所	同上																		
新しい勤務先の名称及び所在地	所在地	〒 -										特別徴収義務者指定番号		係		本年1月1日から退職時までの給与支払額				
	名称											電話番号		氏名		3,000,000 円				
上記の転勤先へは 月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済みです。															控除社会保険料額	270,000 円				

← 「異動の事由」及び「異動後の徴収方法」欄には、選択する番号に○を記入してください。

◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収していただける場合は次の欄に記載してください。  
◎退職が翌年の1月1日から4月30日までの方については、本人からの申し出がない場合でも、必ず未徴収税額(ウ)を一括徴収してください。(法321-5②)  
◎翌年1月1日以前の退職者でも市外へ転出される方についてはなるべく一括徴収してください。

一括徴収の申出	給与または退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額		一括徴収した税額は 1 月分 ( 2 月 10 日納期限) で納入します		
令和4年1月31日	1・31	支払予定日ごとの徴収予定額	合計 上記(ウ)と同額	※		
異動者印 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">温泉</span>		32,500 円	32,500 円	備考		

(注) この届出書は給与所得者に異動のあった場合、その事実の生じた翌月10日までには提出してください。

口座振替により納付する特別徴収義務者は、給与所得者に異動(就職、退職、休職等)が生じた場合、異動月の月末1週間前(おおよそ23~25日ごろ)までに当届出書をご提出ください。

給与支払報告書  
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

《記載例③》

採用等により特別徴収(給与天引き)に切替える場合

下呂市長 様		給与支払者	所在地(住所)	〒 509 - 2202 下呂市森960番地										担当係	総務課 給与係		特徴指定番号	5555555				
令和 3年10月31日提出			名称	株式会社 GEROSHIYAKUSYO <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">会社印</span>										氏名	下呂 花子		整理番号					
			法人番号(個人番号)	9	8	7	6	5	4	3	2	1	9	8	7	6	電話	( ) 24 - 2222			1	
給与所得者	氏名	オンセンタロウ 温泉 太郎		新姓											(ア)特別徴収税額	(イ)徴収済税額	(ウ)未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	00新規(転勤) (11月から徴収可能) 21.退職 22.休職 23.長欠 24.死亡 30.その他	異動の事由	異動後の徴収方法	
	個人番号	9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2										月分	月分	月分	令和	3・10・20	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(理由)					
	住所	下呂市森1番地1										円	円	円								
	異動後の住所	同上										円	円	円								
新しい勤務先の名称及び所在地	所在地	〒 -										特別徴収義務者指定番号		係		本年1月1日から退職時までの給与支払額	円					
	名称											電話番号		氏名		控除社会保険料額	円					
上記の転勤先へは 月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済みです。																						

← 「異動の事由」及び「異動後の徴収方法」欄には、選択する番号に○を記入してください。

◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収していただける場合は次の欄に記載してください。  
 ◎退職が翌年の1月1日から4月30日までの方については、本人からの申し出がない場合でも、必ず未徴収税額(ウ)を一括徴収してください。(法321-5②)  
 ◎翌年1月1日以前の退職者でも市外へ転出される方についてはなるべく一括徴収してください。

一括徴収の申出		給与または退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額		一括徴収した税額は 月分( 月 日納期限)で納入します		
令和 年 月 日			支払予定日ごとの徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)	※		
異動者印	Ⓜ		円	円	普通徴収(本人納付)第2期分まで納付済		
			円	円			

(注) この届出書は給与所得者に異動のあった場合、その事実の生じた翌月10日までには提出してください。

口座振替により納付する特別徴収義務者は、給与所得者に異動(就職、退職、休職等)が生じた場合、異動月の月末1週間前(おおよそ23~25日ごろ)までに当届出書をご提出ください。

給与支払報告書  
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

《記載例④》

転職等により特別徴収をする会社を変更する場合

下呂市長 様		給与支払者	所在地 (住所)	〒 509 - 2202 下呂市森960番地										担当	係	総務課 給与係		特徴指定番号		
令和 3年10月31日提出			名称	株式会社 GEROSHIYAKUSYO <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">会社印</span>										氏名	下呂 花子		5555555			
			法人番号 (個人番号)	9	8	7	6	5	4	3	2	1	9	8	7	6	電話	( ) 24 - 2222		整理番号
給与所得者	氏名	オンセンタロウ 温泉 太郎		新姓											(ア)特別徴収税額	(イ)徴収済税額	(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由 20.新規(転勤) ( )月から徴収可能) 21.退職 22.休職 23.長欠 24.死亡 30.その他	異動後の徴収方法
	個人番号	9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2		36,000										6 月分 10 月分まで	11 月分 5 月分まで	令和 3・10・20	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由 )			
	住所	下呂市森1番地1		円										円	円					
	異動後の住所	同上		円										円	円					
新しい勤務先の名称及び所在地	所在地	〒 509 - 2517 下呂市萩原町萩原3-2		特別徴収義務者指定番号	5666666										係	経理課		本年1月1日から退職時までの給与支払額		
	名称	株式会社 HAGIWARACHOSHA		電話番号	47-2111										氏名	岐阜 次郎		円		
上記の転勤先へは		月割額	3,000		円を	11										月分	から徴収するよう連絡済みです。		控除社会保険料額	円

← 「異動の事由」及び「異動後の徴収方法」欄には、選択する番号に○を記入してください。

◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収していただける場合は次の欄に記載してください。  
◎退職が翌年の1月1日から4月30日までの方については、本人からの申し出がない場合でも、必ず未徴収税額(ウ)を一括徴収してください。(法321-5②)  
◎翌年1月1日以前の退職者でも市外へ転出される方についてはなるべく一括徴収してください。

一括徴収の申出		給与または退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額		一括徴収した税額は 月分 ( 月 日納期限) で納入します	
令和 年 月 日			支払予定日ごとの徴収予定額	合計 上記(ウ)と同額	※	
異動者印	Ⓜ		円	円	円	備考

(注) この届出書は給与所得者に異動のあった場合、その事実の生じた翌月10日までには提出してください。

口座振替により納付する特別徴収義務者は、給与所得者に異動(就職、退職、休職等)が生じた場合、異動月の月末1週間前(おおよそ23~25日ごろ)までに当届出書をご提出ください。